

①補助対象となる省エネ機器について

1.補助対象となる省エネ機器はどんなものですか

対象期間に、白石市民が家庭で使用するために市内の事業者により導入(購入・設置)した「統一省エネラベル・多段階評価点3つ星(3.0)以上」のエアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、テレビが対象となります。多段階評価点3つ星(3.0)に満たない機器は対象外となります。(統一省エネ目標年度はエアコンが2027年度、冷蔵庫・冷凍庫が2021年度、テレビが2026年度です)

2.省エネ統一レベル・多段階評価点はどこで確認できますか

エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、テレビには消費者が省エネ性能や経済性の違いが一目でわかるように「省エネ統一ラベル」が表示されています。多段階評価点三つ星★★★(3.0)以上で表示されたものが対象となります。

多段階評価点は、資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」(<http://seihinjyoho.go.jp>)で確認できます。また、購入しようとする店舗や事業所でもお確かめになってください。

3.他の家電は対象になりますか

対象外となります。物価高騰により影響を受ける市民家庭におけるエネルギー費用負担の軽減、合わせて地球温暖化対策として温室効果ガス排出量の削減、市民の熱中症予防のため、省エネ性能の高い家電製品導入費用の一部を助成するもので、普及度が比較的高い品目を対象としています。

4.省エネ統一レベル・多段階評価点 3.0 未満の機器でも対象となりますか

対象外となります。この補助金は省エネ性能の高い家電製品導入費用の一部を助成するもので、各家庭で比較的普及が高く、省エネ効果の高い品目を対象としています。

5.省エネ機器への買い換えだけが対象ですか

冷蔵・冷凍庫、テレビは買い換えのみを対象としています。なお、エアコンは買い換えに加え、新設・増設も対象としています。

6.エアコンだけが新規・増設も対象になるのはなぜですか

エアコンについては、特に熱中症予防効果が高いことから、買い換えに加え、新設・増設も対象としています。

7.対象となる多段階評価点3つ星(3.0)以上の機器は値段が高いのですが

多段階評価点3つ星(3.0)以上の機器は、一般的に多段階評価点3つ星(3.0)以下の機器よりも高額ですが、電気料の削減効果を考えますと、対象機器はいずれも10年程度等、長い期間使用される傾向もみられることから、長い目で見ていただくと家計にやさしい機器ではないかと考えています。

8.対象となる導入(購入・設置)期間はいつからいつまでですか

冷蔵・冷凍庫、テレビは令和8年7月1日～令和9年1月29日に設置した機器、エアコンは令和8年4月1日以降の設置機器から対象としています。なお、当事業は期間に関わらず予算がなくなり次第終了予定としています。

9.エアコンだけ対象期間が4月からなのはなぜですか

エアコンについては、需要期が早いことから(熱中症対策などから他の機器と比較して購入時期が早い傾向にあること)を勘案して4月1日以降の設置から遡及して対象としています。

10.店舗や事業所に設置した機器は対象になりますか

対象外となります。この補助金は各家庭に設置・使用する機器を対象としています。なお、店舗兼住宅などで使用される場合は、写真などで住宅部分で使用していることが確認できれば対象となる場合があります。

11.自宅以外の別宅(別荘等)への設置も対象になりますか

対象外となります。この補助金は、市民の皆さんが住民登録されている市内のご自宅で使用する家庭用の省エネ機器に対する助成です。

12.「世帯ごとに1台限り」となっていますが、同じ建物に住んでいて住民票が別々の場合は世帯ごとに1台ずつ2台申請できますか

この補助金をできるだけ多くの世帯に活用いただきたいことから、世帯分離等されている世帯でも2世帯以上が同じ住居に住んでいて、一緒に生活している場合などは、各対象製品ごとに1台のみの申請となります。

13.同じ世帯でエアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、テレビそれぞれ申請して3品目とも対象になりますか

対象になります。補助金は、3品目毎に同一住居【世帯】で1台まで申請できます。

14.冷蔵庫と冷凍庫を1台ずつ購入したら2台とも対象になりますか

この補助金では冷蔵庫と冷凍庫は一体として考え、対象となるのは冷蔵庫または冷凍庫、冷蔵庫兼冷凍庫(冷凍冷蔵庫)、いずれか1台のみです。

15.中古品やレンタル・リース品は対象になりますか

対象外となります。市内の実店舗等で購入・設置した機器が対象となります。

②導入(購入・設置)店舗・事業所について

16.どこのお店で購入すればよいですか

対象となる機器を取り扱っている市内の電気店や電気工事事業者、建築事業者、ホームセンターなどで購入・設置ください。市のホームページにも掲載しています。

17.市内店舗・事業所とはどのようなお店ですか

対象となる機器を購入及び設置可能な、市内に店舗や事業所を有する電気店や電気工事事業者、建築事業者、工務店等を想定しています。事業者名は市のホームページにも掲載しています。

17-2 市内に店舗を持たない市内の個人事業主等から、対象となる機器を購入・設置した場合は補助金の対象になりますか

実店舗がない場合等は、市内に居住する事業者がエアコンの設置・修理を行うために必要な「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく手続きを行い、電気工事業者として登録されていることを条件とします。そのため、確認書類として「登録電気工事業者登録証」の写しを追加して添付いただくようお願いします。

18.市内量販店・ホームセンターとは

対象となる機器を購入及び設置可能な量販店・ホームセンター等を想定しています。例をあげれば、コメリハード&グリーン白石店及び大畑店、アイリスプラザダイシン白石店、DCM白石店、ダイユー8 白石店を想定しています。

19.白石市外の店舗や事業所、ネットショッピング、オークションなどで購入した製品は対象になりますか

対象外となります。この事業は市内事業者の振興も図りながら実施しようとしていますのでご理解をお願いします。

19-1.市内のホームセンターのオンライン回線などを利用して取り寄せした場合は対象になりますか

オンライン等を利用して取り寄せし、市内の実店舗で購入(支払い)や設置手続きを行い、領収書や保証書等が市内の実店舗で発行可能であれば対象となります。オンライン上で決済された場合は対象外となります。

19-2. 市内の事業者に対象製品の手配をしましたが、事業者の都合で市外の協力業者からの購入・設置となりました。その場合は対象になりますか。

市内の事業者から領収書や保証書等が発行できない場合は、市内の業者から市外の事業者へ指示・依頼したことが証明できる書類(市内事業者発行の原本等)を追加して提出いただければ対象とします。

20.市内の店舗や事業所で買うよりも市外の店舗やネット販売の方が安く買えるのですが対象になりませんか。

価格面だけではなく、この補助金の活用と合わせて、点検や故障したときなど、お住いに近い事業者ということで、アフターサービスへの迅速・丁寧な対応を期待できることなども考慮いただき、ご理解をお願いします。

③補助金額・補助対象経費について

21.予算や補助の台数は

補助金の予算額は1,380万円で、想定している省エネ機器の台数は420台です。予算額に達し次第補助を終了する予定です。なお、補助金の申請状況により機器の種別ごとなどで補助枠を設定する場合があります。

22.補助金には上限額があるのですか

補助金の予算額は1,380万円で、補助上限額は市内の店舗・事業者から購入・設置の場合は5万円、市内の量販店・ホームセンターから購入・設置の場合は2万円を上限としています。

23.補助率が1/3なのはなぜですか

どの製品でも一律に限度額を設定すると、高額な機器ほど自己負担の割合が高くなることから、異なる価格帯での自己負担率の差を少なくして公平性を高めたいと考えたものです。

24.市内の店舗や事業所の中で限度額に差があるのはなぜですか

事業の検討段階で品ぞろえを調査したところ、ホームセンターでは比較的安価な海外製品等の比率が高かったこと、また、一般の市内店舗・事業者と量販店やホームセンターでは資本力に差があることが想定され、市内事業者の振興も図るという事業の目的からも限度額に差をつけたものです。

25.値引きやポイント利用分、クーポン券等利用分は対象となりますか

割引、クーポン、ポイント、キャッシュバック等を利用した場合は、利用後の金額を補助対象経費とします。

26.補助金額の計算方法は(計算の一例)

項目 (市内電機店で 購入・設置)	金額(税込)	対象経費 となるか
エアコン	120,000	○
設置工事費	15,000	○
家電リサイクル料金	4,730	○
配送料	1,000	○
延長保証料	3,000	×
値引き	▲5,000	×

補助金の計算対象となる経費

$(120,000 + 15,000 + 4,730 + 1,000) - 5,000 = 135,730$ 円

$135,730 \text{ 円} \times 1/3 = 45,243 \text{ 円} \rightarrow 45,000 \text{ 円}$ (1,000円未満切捨て)

*この場合の補助金申請額は45,000円となります。

27.対象となる経費はどこまでですか

対象となる経費は、本体購入費、設置等の工事費、配送料で、買換えの場合は既設機器の撤去費及び家電リサイクル料金も含まれます(消費税および地方消費税込みです)。

27-1.設置工事の途中、設置に必要な費用が追加で発生することになりましたが対象になりますか

設置に必要不可欠と認められる費用で、購入先または購入先の手配事業者が手がけ、領収書等の添付で費用が確認できるものは対象とします。

28.対象にならない経費はありますか 延長保証料は対象外経費とします。

29.自分で設置した場合の設置工事費はどうなりますか

店舗や事業者が請け負わない経費は対象外経費となります。

30.予算額を超える申請があった場合はどうなりますか

交付決定額(申請受理額)が予算額を超えると見込まれる日の申請については抽選により決定することを予定しています。なお、定期的に交付決定額(申請受理額)をホームページでお知らせします。

④補助対象者について

31.世帯主以外でも申請できますか

補助金は、要件を満たせば世帯主以外でも申請できますが、申請者(使用者)=購入者(契約者)=補助金振込先となるように申請してください。

32.白石市から転出し市外に居住していますが、対象となりますか

対象外となります。申請書提出時点で白石市民である方が申請できます。

33.白石市に転入予定ですが対象となりますか

申請書提出時点で白石市に住民登録されており、対象機器を設置した方が申請できます。

34.現在、病院、施設に入院・入所しているが、自宅にエアコンを設置したいため、補助金を申請したいのですが

申請時点で白石市の住居に住民登録され、実際に居住していて対象機器を設置していれば申請できます。

35.白石市に住んでいる両親などのために市内外に住んでいる子どもが購入した場合は対象になりますか

設置する住居に居住していない方は申請できません。白石市民がお住いの住居で使用するのために対象機器を購入・設置する場合に補助対象となりますので、設置する住居に居住する市民の方が、申請者(使用者)=購入者(支払者)=補助金振込先となるように、購入方法や申請者に注意してください。

36.申請できる人の条件はありますか

- ・白石市に居住し住民登録されている方
- ・世帯全員に市税の滞納がない方
- ・世帯全員が暴力団関係者でない方
- ・申請書が申請者(使用者)＝購入者(支払者)＝補助金振込先であること
- ・この補助金の交付に当たり必要な範囲で、世帯全員に関する情報を白石市が公簿等により確認することに同意している方。

37.購入した後に注意することはありますか

設置した対象機器を、補助金の交付を決定した日から起算して法定耐用年数(テレビは5年、その他は6年)以内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保にしないよう努めてください。

38.申請される方をお願いすること

地球温暖化対策として省エネ機器を適切に使用し「エアコンで適切に温度管理」「冷蔵庫・冷凍庫で冷やした水分をこまめに補給」「テレビで暑さ情報を詳しく把握」することに努めていただくことをお願いしています。

⑤申請受付から交付決定、補助金振り込みについて

39.購入する前に申請が必要ですか

対象となる機器を購入・設置した後に申請してください。

40.申請書はどこに置いてありますか

市環境課窓口でお配りしています。購入された店舗、事業所でお配りしている場合もありますのでお声がけください。また市のホームページからもダウンロードできます。

41.申請書を郵送してもらえますか

申請書の郵送はいたしかねますのでご了承ください。

42.申請者と領収書の名義や振込先が異なる場合は申請できますか

申請できません。申請者(使用者)＝購入者(支払者)＝補助金振込先となるように、買い方や申請者にご注意ください。

43.申請の受付はいつから始まりますか

申請の受付は、令和8年7月22日(水)9:00から開始します。なお、提出期限は、令和9年1月29日(金)16:00までとします。提出書類がそろった順に申請を受理し、期限にかかわらず予算上限に達した時点で受付を終了します。予算上限に達した日に受理した申請については、抽選により交付者を決定する場合があります。

44.対象になるか心配です。市から通知が来るのですか

申請書が整った方から申請を受理し、「交付決定通知書」を送付します。

45. 予算があるうちに申請できるか心配です。問い合わせできますか

定期的に交付決定額(申請受理額)をホームページに掲載し予算の残りがわかるようにします。なお、交付決定額(申請受理額)が予算額を超えると見込まれる日の申請については、抽選により決定することを予定しています。ホームページで交付決定額をお確かめの上、お早目に申請されることをお勧めします。

46. 購入した店舗や事業所で申請などのお手伝いをしてもらえますか

市では各店舗・事業所の皆様に、対象家電製品の案内(多段階評価点の紹介など)や提出書類の作成サポート(申請書、添付書類等)の協力をお願いしていますが、店舗や事業所により対応が異なることをご理解いただき、ご相談ください。

47. 補助金の交付は振り込みだけですか

補助金は金融機関への振り込みのみとします。

48. 申請から振込まで、期間はどのくらいかかりますか

申請から振込まで、書類が整っていれば、約 1 カ月程度を予定しています。

⑥申請書の提出方法・提出書類について

49. 申請は直接提出のみですか。

令和 8 年 7 月 22 日(水)より、市環境課窓口(市健康センター1 階)への持参のほか、郵送でも受け付けます。なお受付日は消印ではなく、市環境課に届いた日になります。また、同日より市ホームページから電子申請することもできます。

50. 添付する書類を紛失してしまったら申請できないのですか

まずは市環境課にご相談ください。お買い求めの店舗・事業所に添付書類の必要事項を証明してもらうことができれば、対象になる場合があります。

51. 振込先がネット銀行のため通帳の写しを添付できないのですが

ネット銀行等で通帳がない場合は、必要な情報を確認できるキャッシュカードの写し、またはスクリーンショットや情報照会画面の写しを添付してください。

52. カメラや携帯もない場合、設置状況がわかる写真を貼付するには

市環境課にご相談ください。

53. 「領収書またはレシート全体の写し」に記載が必要な事項は

購入者(申請者)氏名、購入(設置)日、購入店舗・事業所名、製品名及び 型番、金額内訳(本体・配送・設置・撤去・家電リサイクル料金等です。(内訳が分からない場合は別途内訳書等を合わせて提出ください))

54. 「メーカーが発行する保証書の写し」に記載が必要な事項は

メーカー名、製品型番、購入日、購入店舗・事業所名及び所在地、購入者(申請者)氏名・住所等です。(購入店舗名などが保証書添付用のレシート等に記載されている場合はレシートの写しを合わせて提出ください)

■その他、市環境課のホームページ等をご覧になってもわからないことがありましたら、市環境課「問い合わせ専用電話」までお問い合わせください

問い合わせ専用電話 090-5079-3149（土日祝除く 9:00～16:30）

*電話が繋がらない場合 市環境課 0224-22-1314

■白石市省エネ家電導入促進事業 問い合わせフローチャート

① どこのお店で購入しました(するつもり)ですか

市内のお店・事業者

⇔ 市外のお店・ネット・通販等



(対象外)

② 何を購入しました(する予定)ですか

エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビの
うち省エネ家電

⇔ その他の機器

(対象外)

(統一省エネレベル★★★★3.0)以上



③ その機器は買換えですか、それとも新設や増設ですか

■冷蔵庫・冷凍庫、テレビ 買換え

⇔

新設・増設

■エアコン

買換え・新設・増設

(対象外)



④ その機器はいつ頃、設置した(するのですか)

■エアコン

令和8年4月1日以降

⇔

令和8年3月31日以前

令和9年1月29日まで

(対象外)

■冷蔵庫・冷凍庫、テレビ

令和8年7月1日以降

⇔

令和8年6月30日以前

令和9年1月29日まで

(対象外)

*ただし予算に達した場合は早期終了の場合あり



ここまで通過すれば、基本的に書類が整っていれば対象になると思われます。